

そんなあなたの強い味方、それが民事法律扶助制度です。

ある日、身に覚えもないのに
訴えられた…
毎月の返済に追われ困っている…
誠意の見られない相手に
裁判を起こしたい…
でも、裁判のことはよくわからないし、
手続や書類の作成など難しそう。
なにより裁判費用が気にかかる。
どうしよう…



この制度は**裁判のためにかかる費用**を法テラスがあなたに代わって一時的に**立替払い**してくれるものです。

立替えの対象となる費用は、訴訟代理人に支払う費用、裁判所に提出する書類の作成に関する費用等です。

簡易裁判所の事物管轄の範囲内の事件については、**法務大臣の認定を受けた司法書士が法律相談を実施し、あなたにかわって事件を代理することができます。(司法書士が代理人となれるのは、訴額140万円以下の争いに限定されます。)**

そうだ!民事法律扶助があった!

民事法律扶助とは、経済的に余裕の無い方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター（法テラス）が無料法律相談を行い、必要な場合、司法書士・弁護士費用等の立替えを行う制度です。



民事法律扶助を利用するための要件

1 資力基準

(1) 収入

賞与も含んだ月収（手取り）の目安は次の通りです。

単身者	182,000円（200,200円）以下
2人家族	251,000円（276,100円）以下
3人家族	272,000円（299,200円）以下
4人家族	299,000円（328,900円）以下

※（ ）内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※以下、1人増につき30,000円（33,000円）を加算。これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費、教育費等の出費があるときは一定額が考慮されます。

※東日本大震災の被災者については、資力に関係なく無料法律相談を受けられるなどの特例があります（震災法律援助）。

※平成28年7月から、一定の要件を満たす大規模災害の被災者については、資力に関係なく、災害発生日から最長で1年間、無料法律相談を受けられるようになりました。（被災者法律相談援助）

(2) 資産

申込者及び配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であることが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※生活のために必要な住宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方であるときの配偶者の資産は除外できます。

※将来の医療費、教育費及び冠婚葬祭費等のために備蓄した財産については、相当な額を控除できる場合があります。

※なお、法律相談援助のみを利用される場合は、取扱いが異なります。

2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

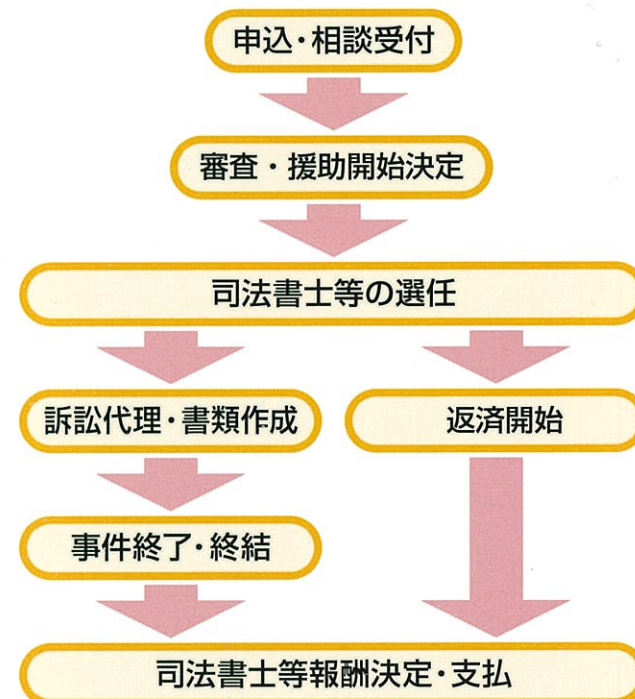
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または、権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

司法書士等の費用の立替えとは

法律扶助が決定されると、次の費用が立替えられます。

- ①司法書士等の費用（司法書士等の着手金・実費等を含む）
- ②裁判所に提出する書類の作成費用など
- ③成年後見等開始申立てに伴う鑑定費用

民事法律扶助手続きの流れ



立替金の返済方法は

立替費用は原則として毎月分割で返済していただくことになります。ただし、生活保護を受給している等の事情により返済が困難な場合には、援助終結まで返済を猶予する制度もあります。なお、援助終結時に財産的利益を得られず、生活保護を受給されている等の場合には、申請をいただければ返済が免除されることがあります。

詳しくは、お近くの「司法書士会」や「法テラス」へお問い合わせください。

日本司法書士会連合会

Tel.03-3359-4171

Fax.03-3359-4175

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-37

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

日本司法支援センター

(法テラス)

サポートダイヤル

0570-078374

平日 9:00~21:00

土曜日 9:00~17:00

(祝日、年末年始を除く)

全国司法書士会一覧

札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町21-13桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0021	山形市小白川町1-16-26	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区四谷本塩町4-37司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0023	横浜市中区山下町223-1NU関内ビル4F	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区福川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	950-0911	新潟市中央区笹口1丁目11番地15	025-244-5121
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	918-8112	福井市下馬2-314 司調合同会館	0776-43-0601
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232-1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁24番地	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0023	岡山市北区駅前町2-2-12	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀市川原町2-36	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526

司法書士の費用を援助する 民事法律扶助制度 をご存知ですか？



日本司法書士会連合会

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>